

## 旧前田家本邸洋館ユニークベニユース事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財である旧前田家本邸洋館（以下「洋館」という。）の一般公開等の運営等に支障を来さない範囲で、主催者がレセプション、サロンコンサート、会議等を開催できるユニークベニユース事業の実施に当たり必要な事項について定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 前条に規定する洋館とは、東京都目黒区駒場四丁目3番55号（東京都目黒区立駒場公園内に存するもの）をいう。

2 前条に規定するユニークベニユース事業とは、歴史及び伝統のある建築物等の特徴を活（い）かし、ほかにはない演出ができるとともに、多彩な魅力の体験ができる空間を提供することにより、洋館の理解の促進、知名度の向上、来館者の増加並びに東京都及び地域の魅力の発信につながるものという。

3 前条に規定する主催者とは、第8条第1項に規定する申請者であって、文化財に対し造詣が深く、かつ、正しく理解をしているとともに、開催内容に関する企画及び運営の最終的な責任者であって、同条3項の規定による当該利用の許可を受け、かつ、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と連絡調整を行うことができる個人以外のものをいう。

### (実施時間)

第3条 ユニークベニユース事業の実施時間は、月曜日及び火曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除き、午後5時から午後8時までの3時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、洋館の保守、展示の準備及び撤収、催事等により、別に定める日及び時間を実施時間とし、及び同項に規定する日及び時間を実施時間としないことができる。

3 第1項の実施時間には、主催者が、洋館の中において、レセプション、サロンコンサート、会議等を開催するのに必要な設備、機材等の搬入、搬出、設置、撤収等の行為等に要する時間を含むものとする。

### (実施場所)

第4条 ユニークベニユース事業の実施場所は、洋館1階の別添図面で示したとおりとする。

2 教育長は、前項に規定する実施場所の提供に当たり、駐車場の用意は行わない。

### (飲食可能な場所)

第5条 前条第1項のうち、洋館の中で飲食が可能な場所は、大食堂、大客室、小食堂及び小客室とする。

2 パントリーは、飲食の準備を行う場所として、利用することができる。

### (原状回復)

第6条 教育長は、ユニークベニユース事業に際して、主催者の責任において、レセプション、サロンコンサート、会議等を開催する前の原状に回復させる義務を負わせるものとする。

2 ユニークベニユース事業に際して、主催者が発生させた廃棄物については、主催者の責任において、持ち帰るものとする。

3 教育長は、前2項の原状回復を確認するため、教育長があらかじめ指定する日及び時間に、主催者とともに、原状回復の立会検査を行う。

### (利用の前提)

第7条 ユニークベニユース事業において、主催者が洋館を利用するに際しては、文化財保護法、都市公園法（昭和31年法律第79号）、東京都目黒区立公園条例（昭和51年目黒区条例第22号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令を順守することを前提とする。

2 主催者は、利用に関する権利を譲渡し、転貸してはならない。

3 主催者は、洋館が重要文化財であることに十分に配慮し、レセプション、サロンコンサート、会議等の開催に際して、設備、機材等を移動させることにより、洋館及びその付属物が損傷し、汚損

し、変質し、及び着香することがないようしなければならない。

(利用の申請及び許可)

第8条 洋館を借り受け利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、第2条第2項に規定するユニークベニキュ一事業の趣旨に賛同するとともに、この要綱及びこの要綱によって別に定めるとされた内容を理解した上で、教育長が別に定める場合を除き、利用開始の6か月前から1か月前までの間に、教育長に対して、当該利用の申請を行わなければならない。

2 申請者は、前項に規定する洋館の利用の申請を行う場合に当たり、次の各号に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- 一 旧前田家本邸洋館ユニークベニキュ一実施申請書（第1号様式）
- 二 旧前田家本邸洋館ユニークベニキュ一実施企画書（第2号様式）
- 三 洋館の中に搬入する設備、機材等の一覧表
- 四 設備、機材等の搬入、搬出、設置、撤収等を含む時刻が記載されている時間管理表
- 五 警備員又は誘導員を配置する場合には、その配置が分かる警備計画書
- 六 椅子、テーブル等を洋館の中に搬入する場合には、その配置図
- 七 イベント等を実施する場合には、収入及び支出が分かる収支計画書
- 八 原状回復に関する誓約書
- 九 申請者が企業等である場合のほか、教育長が必要と認めた書類
- 十 前各号に掲げるもののほか、教育長が適切であると認めるときは、

3 教育長は、前項に規定することができる。この場合において、教育長は、旧前田家本邸洋館ユニークベニキュ一使用許可書（第3号様式）により、申請者に対して、主催者となることができ、条件を付することができる。

4 教育長が、前項前段の規定による許可を行うに際して、条件を付することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育長は利用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 洋館を公用又は公共の用に供するためが必要であると認めるとき。
- 二 洋館等に緊急の修理等の必要性が生じ、その利用が極めて困難となったとき。
- 三 第2項各号のいずれかにあって、全部又は一部に主催者の責めに帰すべき過誤があると認めるとき。

4 申請内容と明らかに異なる内容のものが開催されるおそれが極めて強いとき。

5 前各号に掲げるもののほか、教育長において必要があると認めるとき。

6 教育長が主催者に対し、前項の規定による利用の許可の全部若しくは一部の取消し又は変更を行った場合にあっては、教育長は、事業者から損害賠償の請求を受けないこととする。

(関係機関の許可等)

第9条 ユニークベニキュ一事業の実施に当たり、この要綱に基づき教育長の許可以外に、警察、消防、保健所等関係機関への事前の許可等が必要な場合には、主催者の責任において、利用する期日の前日（法令により利用する期日の前日以前に規定されている場合には、その日）までに、当該許可等を受けなければならない。

(禁止事項)

第10条 教育長は、主催者が洋館の利用に際して、次の各号に掲げる行為を行うことを禁止する。

- 一 重要文化財の保護に反するおそれのある行為
- 二 爆発、火災等を生じさせるおそれのある物品を持ち込む行為
- 三 喫煙を行う行為
- 四 事前に許可された電源以外のものを使用する行為
- 五 事前に許可された電源の使用方法に反する行為
- 六 重要文化財としての品位をおとしめるおそれのある行為
- 七 洋館周辺の居住者の迷惑となるおそれのある行為
- 八 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者による利用が認められる行為

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1

項に規定する風俗営業に該当する行為及びこれに類する行為

十 専ら物品の販売及びこれに類する行為で、営利を主たる目的とする行為

十一 教育長及び教育長の指揮を受けた職員からの指示に反する行為

十二 政治性、宗教性、社会問題に関する考え方に対する主張等が強く、あえて重要文化財を活用する必要がないと認められる行為

十三 公序良俗に反するおそれのある行為

十四 前各号に掲げる行為のほか、教育長が禁止する行為

2 洋館の使用に当たり、洋館周辺への周知等が社会通念上必要な場合にあっては、主催者の責任において行うものとする。

#### (使用料等)

第11条 第3条第1項に規定する実施時間当たりの使用料等及び物品の使用料は、第4条第1項に規定する実施場所の使用料を36,700円、光熱水費を2,000円とし、貸出し用ピアノを使用する場合には3,337円とする。

2 主催者は、教育長から使用の許可を受けた前項の使用料を実施日の10日前までに、東京都の発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 主催者は、前項の規定による納入通知書による納付を教育長に確認を受けるまでは、ユニークベニュー事業を実施してはならない。

#### (損害賠償)

第12条 主催者は、洋館の利用に際して、建築物及びその附属施設等を損傷させた場合にあっては、主催者が、その一切の責任を負い、教育長の指示に基づき、原状回復等を行わなければならない。この場合において、原状回復ができないときは、金員をもって損害に係る相当額を賠償しなければならない。

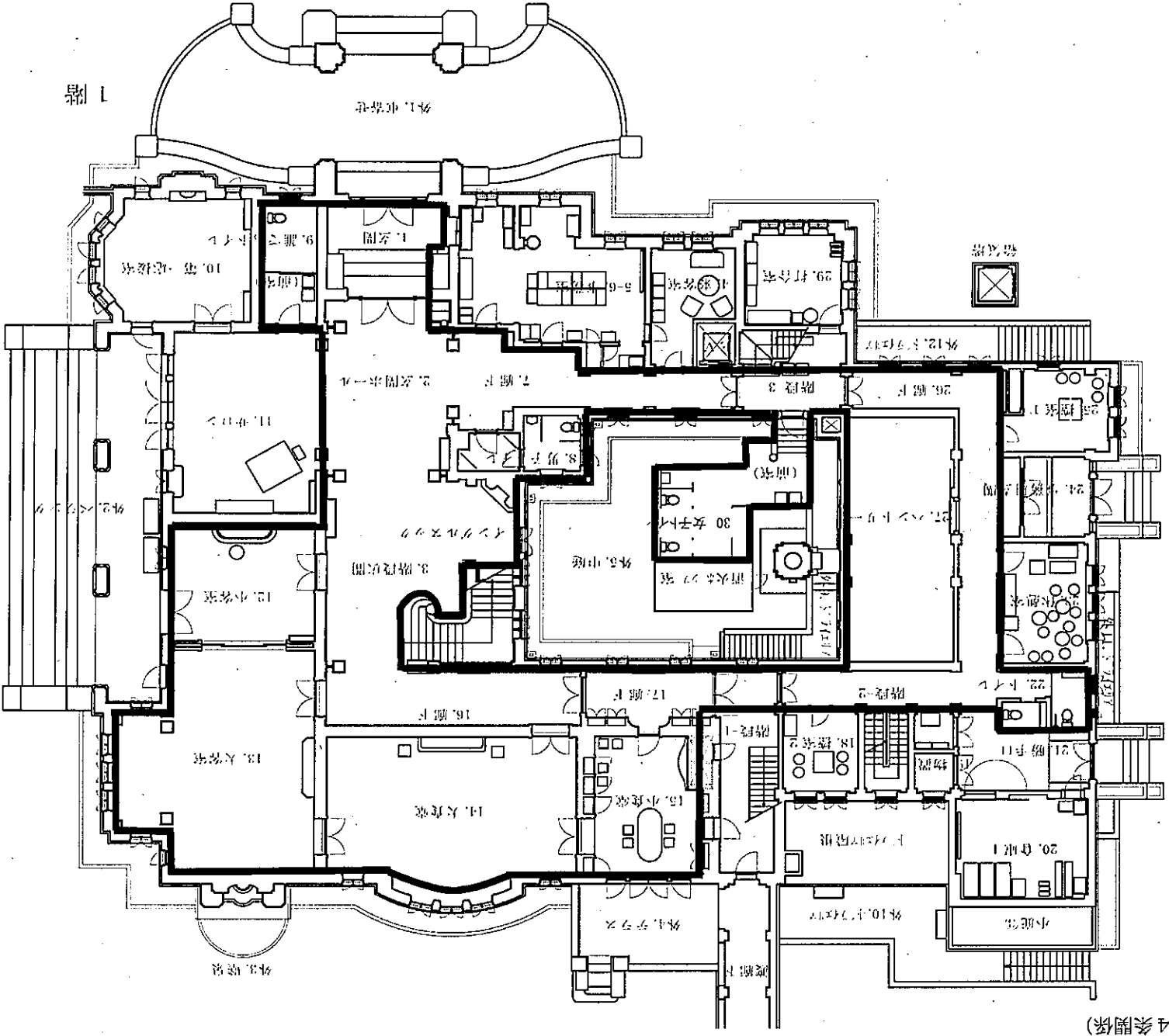
2 主催者が、洋館の使用に際して持ち込んだ物品については、主催者において管理するものとし、当該物品の損傷、盗難等による被害が生じた場合にあっては、主催者が一切の責任を負うものとする。

#### (委任)

第13条 この要綱に定めのない事項については、東京都教育庁地域教育支援部長が別途定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。



別添図面 (第4条関係)

第1号様式(第8条関係)

旧前田家本邸洋館ユニークベニュー実施申請書	
実施日時	年 月 日( ) 時 分 から 年 月 日( ) 時 分 まで
実施内容	
実施場所	
使用する貸出し用物品	
主催者	住所・所在地
	団体名
	代表者名
	担当者名
	電話番号
参加人数	メール・アドレス
<p>上記のとおり、旧前田家本邸洋館ユニークベニュー事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、旧前田家本邸洋館でのユニークベニュー事業の実施を申し込みます。 許可を受けた場合には、要綱第8条第4項に規定する条件を順守するほか、要綱第10条第1項の各号に掲げられた禁止事項を行わないなど、要綱の趣旨を厳守します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京都教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">主催者 郵便番号 住所 電話番号 団体名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>	

第2号様式(第8条関係)

旧前田家本邸洋館ユニークベニュー実施企画書			
日時	年 月 日 ( ) 時 分 から	年 月 日 ( ) 時 分 まで	
企画名 (レセプション、サロンコンサート、会議等)	(時間軸に沿って、できるだけ詳細に記載すること。)		
概要・趣旨			
参加予定人数			
添付書類 ※該当するものにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 洋館の中に搬入する設備、機材等及びその一覧表 <input type="checkbox"/> 設備、機材等の搬入、搬出、設営、撤収等を含む時刻が記載されている時間管理表 <input type="checkbox"/> 警備員又は誘導員を配置する場合には、その配置が分かる警備計画書 <input type="checkbox"/> 椅子、テーブル等を洋館の中に搬入する場合には、その配置図 <input type="checkbox"/> イベント等を実施する場合には、収入及び支出が分かる収支計画書 <input type="checkbox"/> 原状回復に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 申請者が企業等である場合には、企業等の概要が分かる冊子又は書類 <input type="checkbox"/> 上記以外の書類 (※具体的に )		
主催者	団体名		
	代表者名		
	電話番号	メールアドレス	